○国土交通省告示第三百七十九号

づ き、 租 税 工 特 ネ 別 措 ル ギ 置] 法 施 \mathcal{O} 使 行 令 用 \mathcal{O} (昭 合 理 和 化に 三十二年 資 す る増築、 政令第四十三号) 改築、 修 第二十六条 繕 又 は 模様替 の二十八の を次 0 ように定 五. 第 九 めた 項 \mathcal{O} 0 規 で、 定 に 同 基

平成二十一年三月三十一日

条

第十

項

0)

規

定

に

ょ

り、

告

示

す

る。

国土交通大臣 金子 一義

演 4 次の 大臣が財務 租 稅 称 ٦ 短措 ٧٧ F7 大田田 定 膕 法 Z 摇 \mathcal{N} \sim 協議 仁 ⟨L \subset $\widehat{\mathbb{Z}}$ 定 \dashv める H る _ <<u>|</u> ネルギーの使用の合理化に資する という。 徭 | | 十六条の二十八の五 塘鄉、 徭 + 改 汁 绺、 屈 <u>(1)</u> 黙 徻 縮 宣 × 4 . H B 模 \mathbb{H} 蓧 +惹 分

- 9 令下 型 徭 元とに 26条 資する 0280 \mathcal{M} 盐 Ω 第16項 襁 改 绺 $\widetilde{1}$. 我 修繕 定 af. Ś × H . H 模 \vdash 交通 様替は、 大臣 が財 がに 落落 描 Ţ +Ħ \mathcal{W} 関 作 \mathcal{C} 拹 9 鷬 $|+\rangle$ \subset 4 4 $\widetilde{(1)}$ 定 烮 S. 账 \mathcal{N} 4 Н $\frac{1}{\sqrt{1}}$ \mathcal{O} イル Н # [$rac{1}{2}$ 0 of 庚 \mathcal{O} \mathbb{H}
- 併 FT. 换 X \mathbb{H} H 欽 F. 0. +Œ S 4 冰 (建 J, <u>(1)</u> 涶 绺 定 渺 極 欬 Z 刑 H 9 싓 \mathcal{O} 7 Н ネルギー消費性 第265号) <u>[1</u> # 定 又は次のア Z. 拿工る 別表第10に (1) 能基準等 又は次のイに 川 S. 描 \mathcal{O} Ţ \vdash 4 \mathcal{O} 定 # 地域の| S. 定める \sim Š 年せ 畍 |X| \vdash 合における て行り 分をいう。 # \sim 併せて行う次のウから 次のウ 第出量 から 义 七 <u>기</u> 피 . 社 4 、一番に C, . H S 庺 Z Ø 定 4 # 事項 ∞ Z 對 \mathcal{N} 英 が に (平成28 9 # 定 (芸 S. \Box

Ø

#

である

 \mathcal{N}

1

 \sim

Y 熱の 辫 治 並 甽 衈 2 ယ 4 流 <u>[1</u> 緞 4 黙 9 F7 4 貫流す 貫 イの表に掲げ る 野熱, 年 闽 綗 B 熱 出 4 基準 袙 部分の外壁 甽 Ø \Box B 部分 of Of 方向に構成している材料の種類及び厚 樂 4 平方メートル当 抓 4 (平成28年国土交通 搏 义 Z S 10 10 10 У Н 索 多基準 크 \subset 綗 7 C, ° # 算 鄉 値以下と _ (外気に 4 断熱性 H かって 演 の断熱性 \subset 4 しての熱の損失の防止に関する なるる 接 Œ 貫流する 能が周 省告示第266号。 のをいう。 9 ものをいう。) 14 綗 囲の理 抓 熱 Z. (既存の窓の室内側に設置 部分 量をワ Ø 义 Н -네 피 N # ٦ 以下「住宅仕様基準」 く ブ j 5 熱橋 免 $_{\circ}^{\square}$ で表 窓の \mathcal{W} Œ (構造部材、下地材その 熱貫 が、 した 9 基準及 やこう。 数値 流率 **地域区** び一次エネアギ する既存の窓 であって (内外の 义 分 という。) . 귀 피 \mathcal{A} 道 <u>`</u> 账 庚 他断熱構 兞 羌 \sim 徭 <u>(1</u> Н 1 冱 消 寅 存 筱 ٦ 費 (1) 5 \sim

蓝 がば Ш 4 4 厩 Ť 除け 作 緞 5 9 B 単 Ш 事項 終後 S (紙障 新鄉 綗 の種 外壁か (1) 整 恢 建 4 襚 換箔 Ж 芦 繁的に取り付けられるものをいう。) ء るか 外付け 5 P) 4 の出寸法がその下端から 有するブラインドをいう。) 岠 否 Œ <u>`</u> B 9 ブブ B 施工 Н (Y インファ . ₩ の場 、後に (外気に 新た 合いおいて、 総 の直近室外側に 接 $\widetilde{()}$ 宇 4 伤 N 缆 窓の 仕藻 \dashv 及びその他 司欄 搖 基 Ш H 一對漁 及びひさ -準第 ري 9 罚 換泊 ᇎ 連 腘 \vdash に
と
な
ら 点 \square N N 野」 ` *** R 90. (3)业 軒等 \cap (#) Z \sim 3倍以上のものをいう。) N H 川 \square 厩 9 樂 N Н 默 のは 表 义 # K 9 P 0 11 S ∞ ं 缆 の項の右欄に Ш 緞 **一** 野漁 鄉 9 \sim 輿 4 敷落 픠 具 $^{\circ}$ 拿

7

× . H (1 75 川 継 区 上の住 招 4 作 र्व Ø Œ 9 27 \mathcal{N} ものをいう。)

ウ

いう。 抗が、 * 4 J 熏 解物の 97 筱 <u>(1)</u> $rac{1}{2}$ ᅱ Ċ £ 熱 W 壁 F) 宝 樂 可じ。) かいい。 B \mathbb{K} # 辫 る部分 衈 部分の 谻 部分以外の部分 伝演や 伤 断熱 種類 (の 44) 流 4 連 À П 9 揪 (1 绺 蓧 以下同じ。)に接する天井の断熱性 製業 7 Ĭ Ā 杨 H V 嶣 断熱性 宇 細 構造 9 (力 \subseteq # PH 伤 展 半 . 파 F7 [R 十 種 に設けられる横架村を除く。) 棋 した その街 舥 · 深 へ。 8 10 燃、 様基 H の直下の天井又は外気等 \vdash PH ~ J 構法又は工法、部位、断熱材の施 举 业 熱貫流率が、 屈 () | | の住 H # 準第 構造、 Z (2) _ には熱橋 組積造 Ø 份 S Н 「断熱構造 \vdash (外気等に接する壁の断熱性 屈 촦 イの表に <u>,</u> $\widetilde{(1)}$ 鉄筋 法 N (2)H \cap (回) 7 9 それぞれ建築物の種類、 S 又はI 色 \forall る部分を П 根 は熱 掲げ ソケ П 1 \sim (小屋 、から ب ج $\frac{1}{2}$ \subseteq 檶 B (外気又は外気に通 [部位、 熏 除いた熱 $\widetilde{1}$ 基準値以 部分以外の部分」という。 $rac{1}{2}$ ٢٦ ٦ の表に . 相 す 2 を高める工事(住宅仕様基準第 又は天井裏が外気に通 ァ 岩 \mathcal{N} 継 Ň 些 断熱材の施 Ø 構造 低減 掲げ 坤 の住 分 \dashv 工法及び地域区分に応じ、滷 4 \mathcal{C} 流流 (壁に 構造 定に 高め 州が、 ななる \mathcal{O} を勘案 一足(以下 葉 設け H Ø 準値以 \vdash Œ \Box H # 構法 「鉄筋 S 法 の又は その他の住 る床裏、 した熱貫 5 及 には熱 がなる H び地域 (; 又は工法、 (断熱構造 $\overline{}$ 7 \sim 各部位の断熱材の熱抵 ている 小屋 2,7 汽汽汽 OH 横架 檶 光で X N 率が、それぞれ建 7 \sim Œ # 칻 3 Œ 分 \vdash 熏 \subseteq のな 部位 <u>F</u>1 H [屈 R 4 のをいう。 P) 批 B Н 深 部分 心 J 深 \ \ ァ (1) に · 深 る部分以 <u>`</u> 後に新た 造 \wedge ^ ° Ñ 断熱材 ¥ 樂 を深い \mathbb{K} 兞 S 檶 蓝 # 义 \bigcap

H

続す 外の壁 9 9 9 9 ٧٧ X (1) \mathcal{W} 痐 描 三、 摇 熱抵抗が H 葉 义 分 ر س <u>ر</u> ۲ J 業 Н 法及 洗炭 \mathbb{K} 一 一 三 三 の断熱層 面状の材料をいう。) \sim 応 . بك # 3 **,** び地域 床組材の間に び地域 \vdash \mathcal{N} 建 Œ H \sim 宇 绺 2 9 S 出 (断熱材で構成される層をいう。) 物の種類、 Ŋ X 4 区分に応 又は断熱村の熱抵抗が、 十 # 9 に分に Ä · 様 基 \mathbb{K} . 断熱施 . 行 # (鉄骨 準第1 国 外装材 の熱抵抗、 兞 壁に 造の住宅の壁であって充填断熱工法 \mathbb{H} 兞 屈 H 4 Н Ø 後に新た 後に H 0 (鉄骨柱及 S 力 法 強た 断熱材を施工する箇所の区分、 7 П 建 をいい。 共 に住宅仕様基 郷をの 住宅仕 び梁の外気側において、 围 柱 の表に 4 種類、 貫通する金属製下地部材の 9 様基 Œ 4 掲げ 210 準第 構造 準第 て枠の間及び外壁 Ø H \vdash \vdash 其 屈 構法 屈 J 業 4 (2) ¹ (屋根に 値 Ñ 2 ス に な 之 衆 鉄骨柱が存す \vdash 7 鄵 파 \vdash の機 在 、法 \mathcal{C} あっては F7 $rac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ £ X 1t 忆 兞 **密位、** B 有無及び地域 壁 <u>F</u> Н の機 Œ 察 蓝 4 $rac{1}{2}$ 9 层 Ę Ś 7 9 B 部分 断熱材 . 根細 <u>F</u> 断熱村 直 罡 \mathcal{W} いる 接 惠 文 床 掖 料

型 Ź H 4 が科 敷 M) 床 J 渔 7 紣 悪って は熟橋 の断熱性 4 严 恒 敷 4 Z رب ر 構 B \sim の又は床裏が外気に 2 Н 治 14 ## 亚 Ø \sim 部分 .. め め 4 (外周が外気等に接する Š 部分以外の部分の工事 Н を除いた熱貫流率が、 <u></u> (外気 . 油 樂 に接す じないもの \vdash . る 床 14 その他の住宅に 間床等の外 深 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 下「土間床等」 周部分 をコンクリ Š 鉄筋 H J の基礎の断熱性 Ц ては熱橋 という。) (V トルの街 \subseteq [\sim £ 7 N 治 R 4 (1 たに 密分 深 岠 樂 9 B 類 甪 B · 理) 伤 0 B <u>(1</u>

4

溢, 野 蓧 压 7 基 構 構造、 洪 5 業 (2)かなる X ti 徭 イの表に掲げ 瓦 Н 構法又は工法、 横架村を 、法 $\widehat{2}$ 部位、) ロ (イ) の表に 深 る基準値以下と 断熱材の施 部位、 9~ 断熱材の施工法及び地域区分に応じ、 \mathcal{O} あげ 低 工法及び地域区分に応 減 なるる Ø 4 葉 越 業 索 もの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、 篇 汉 かん 熱 \vdash $rac{1}{2}$ 貫流率が、 27 \mathcal{M} Œ 0 兞 をいら それぞれ建 \vdash 後 に難い 施工 4 後に 繰多 FT 宇 新た 1の種 **₩** 重 十 に往 燃、 绺 蓧 杒 基 告 の種 構造 千 徭

ن ه 政 . (び () () 虐 声 を用いた断熱材を用いない工事である 理の適正 ウ から 4 , H 7 で で 三三選 4 定 8 10 Š 法律 \vdash # (平成13年法 17 8 Š 717 (1 律第64号) 発 巡 州 $\overline{}$ 徭 \forall 0 V 籴 U 徭 (\vdash 鰲 項に $\widehat{\mathcal{V}}$ 規定 ロソ 9 4 、類の V 寅 \square 田 ~ 9 蒸 理 代 いる

附 則(平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号)

こ の 告 示 は 平 成 <u>二</u> 十 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る。

附 則 (平成二十 五 年 五 月三十一 日 玉 土 一交通 省告示第五 百 四十七号)

この

告示は、

平成二十五年十

月一

日

か

5

施

行

する。

ただし、「

徭

十六条の二

.十八の五第九項」

を

舥 徭 ∞ 型 | | . 十 汁 に 改 条 \Diamond $\Xi \cup V + \Xi \cup$ る 部 分は 平 第八項」 成 <u>二</u> 十 に 六 年 改 兀 8 る部 月 __ 分及 日 か び 5 施 「第26条の28の 行 す る。 5 第 9 項」 を「第26条の28の5

附 則 平 成二十五年九月三十日国 土交通 省告 示 第九 百 十 号)

こ の 告 示 は 平 成 <u>二</u> 十 五 年 + 月 日 か 5 施 行 す る。

附 則 平 成 <u>二</u> 十 八 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 五 百 九 十 一 号)

ک \mathcal{O} 告 示 は 平 . 成 <u>二</u> 十 八 年 兀 月 一 日 か 5 施 行 す る。

附 則 平 ·成二十 九 年 玉 土 交 通 省 告 示 第二 百 八 + 九 号)

1 \mathcal{O} 告 示 は 平 成二 + 九 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

2 個 人 が 所 得 税 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 等 \mathcal{O} 法 律 平 成 <u>二</u>十 九 年 法 律 第 兀 号) 第十二条 \mathcal{O} 規 定 に ょ

す る る 改 正 __ 般 前 断 \mathcal{O} 熱 租 改 税 修 特 工 別 事 措 等 置 を 法 L 昭 た家 和 屋 三十二年 **当** 該 法 般断 律 第二十六 熱改 修 号) 工 事 第 等 を 兀 + L た 部 条 分 \mathcal{O} に + 限 九 る。 の 三 第 を 三 平 項 成 12 <u>二</u> 十 規 定

年 兀 月 日 前 に 同 項 に 定め るところによりその 者 \mathcal{O} 居 住 \mathcal{O} 用 に 供 L た場 一合に 0 () て は な お 従

前の例による。

九

附 則 令 和 元 年 国 土 交 通 省 上 告 示 第二百 三 十 七 号)

この 告 示 は 不 正 競 争 防 止 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 する 法 律 \mathcal{O} 施 行 0 日 (令 和 元 年七月 日) か ら施 行 す

る。

附 則 **令** 和 兀 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 兀 百 兀 + 五.

 \mathcal{O} 告 示 は 令 和 兀 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

2

1

 \mathcal{O} 告 示 は、 個 人 が 当 該 個 人 \mathcal{O} 所 有 す る 租 税 特 別 措 置 法 (昭 和三十二年法律 第二十六号) 第四

家 1 工 十 屋 事 第 て + に 適 等 条 用 を 0 __ \mathcal{O} + 条 L 1 L て、 7 \mathcal{O} 九 規 個 の 三 同 当 条 定 人 第 第 が、 該 に \equiv ょ 居 当 項 る 住 項 改 該 に に 用 規 正 規 個 \mathcal{O} 定 前 家 定 人 す す 屋 \mathcal{O} \mathcal{O} Ś を る 租 所 対 令 居 税 有 象 特 す 和 住 別 る 兀 用 般 措 所 年 \mathcal{O} 家 得 断 置 法 熱 税 月 屋 第 法 改 に 匹 等 修 0 日 +V) \mathcal{O} 以 工 後 て 事 等 条 部 に 同 当 を \mathcal{O} を 条 第二 L + 改 該 て、 九 正 個 す \mathcal{O} 項 人 当 \equiv る に \mathcal{O} 第 法 規 該 居 居 律 定 住 項 す 住 **令** \mathcal{O} 12 る 用 用 規定 対 和 に \mathcal{O} 家 供 象 几 す 年 す 屋 般 る 法 る を 居 律 場 断 同 熱 住 第 合 日 前 用 兀 に 改 号 修 に \mathcal{O} 0

附 則(令和五年国土交通省告示第千七十三号)

1

 \mathcal{O}

告

示

は

令

和

五.

年

+

月

__

日

か

5

施

行

す

る。

当

該

個

人

 \mathcal{O}

居

住

 \mathcal{O}

用

に

供

L

た

場

合

に

0

1

て

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

2 施 ک 行 \mathcal{O} 前 告 に 着 示 手 に L ょ た る 改 工 事 正 に 後 0 \mathcal{O} 1 規 て 定 は は な お ک 従 \mathcal{O} 告 前 \mathcal{O} 示 例 \mathcal{O} に 施 ょ 行 る 後 に 着 手 す る工 事 に 0 7 7 適 用 この 告示 \mathcal{O}